

IRRS フォローアップミッション後の対応状況

令和 4 年 1 月 1 4 日
原 子 力 規 制 庁

令和 2 年 6 月 5 日の第 2 0 回原子炉安全専門審査会・第 2 6 回核燃料安全専門審査会で、IRRS フォローアップミッションの結果について報告した。IRRS ミッションとフォローアップでの指摘事項に対するこれまでの対応状況は別紙のとおり。

○今年度中に対応完了予定の案件

- ・マネジメントシステムの改善（勧告 4 等）

○対応継続中の案件

- ・原子力と放射線安全に関連する政府機関間の情報交換プロセスの構築（勧告 1 等）
- ・事業者が行う研修プログラムへの参加（指摘事項 1）
- ・廃止措置の終了確認に係る判断基準の策定（勧告 8）
- ・GSR Part7 への適合（指摘事項 2）
- ・RI の運搬確認証の記載事項の見直し（フォローアップ提言 1）
- ・RI の審査・検査ガイド類の見直し（フォローアップ勧告 3 等）

IRRSミッション指摘事項への対応状況

別紙

※ グレー：昨年度までに対応完了、緑：今年度上半期に対応完了、青：今年度中に対応完了予定、白：対応継続

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2021年度上半期の進捗・年度末までの予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告1【R1】	情報交換プロセス	政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局 ^{*1} が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。 *1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む	勧告1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、2020年度から具体的な連携を順次進めていく(検査監督総括課)。 厚生労働省との協力関係の構築について今後調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について2020年度中に調整を行う(RI規制部門)。	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を2019年6月に発出した。これを受け、2020年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名を受入れている。厚生労働省との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により滞っている。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、原子力規制検査での気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築に向けた調整を行う(検査監督総括課)。 厚生労働省との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により滞っている。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築に向けた調整を行う(RI規制部門)。	RI規制部門 検査監督総括課
	提言1【S1】	共同検査委託監督	原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関 ^{*2} との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。 *2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関	提言1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での共同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020年度中に調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について2020年度中に調整を行う(RI規制部門)。	厚生労働省との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により滞っている。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、原子力規制検査での気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築に向けた調整を行う(検査監督総括課)。 厚生労働省との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により滞っている。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築に向けた調整を行う(RI規制部門)。	RI規制部門 検査監督総括課
	勧告2【R2】	モニタリング提供者承認	政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。	勧告2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、戸法規法においてもRI法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。	自己評価書に記載した事項を完了した。(検査監督総括課) RI法におけるRI法施行規則を改正した。また、この規則改正を具体化するための許可届出使用者等に対する立入検査ガイド(以下「立入検査ガイド」という。)案、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(以下「予防規程ガイド」という。)の一部改正案について被規制者からの意見聴取を実施した。予防規程ガイドについては、現在、意見聴取結果を踏まえたガイド案の作成を行っており、パブリックコメントを経て2021年度中に当該ガイドを策定する。(RI規制部門)	RI規制部門 規制企画課 検査監督総括課
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	-	IRRSチームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でもBWR運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について、引き続き検討する。	人事課
規制機関の	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS ^{*3} との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。 *3:国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	防護企画課 RI規制部門
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る2020年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した。2021年度中に全ての主要プロセスにおいてマニュアルを策定予定(なお、本マネジメント委員会開催時点で、全27主要プロセスのうち25の主要プロセスでは概ね作成が終了し、残りの2つについても2021年度末までには作成が完了する予定)。2020年度のマネジメントレビューでの業務評価から、業務に投入した資源量を明示した。 マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2021年度中に策定予定。	監査・業務改善推進室

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2021年度上半期の進捗・年度末までの予定	担当課室
責任と機能	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上 技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現任の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可 取得者 コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者／申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	規制企画課
規制機関のマネジメントシステム	勧告6【R6】	統合 マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
	提言4【S4】	意識啓発 研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的な措置が実施されたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	監査・業務改善推進室
	提言5【S5】	マネジメント 戦略 アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	監査・業務改善推進室
	提言6【S6】	マネジメント 文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
	提言7【S7】	高経年化 対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを統合化した。	【完了】	【完了】	-
	勧告7【R7】	施設検査 取り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	-
許認可	勧告8【R8】	廃止措置 計画 サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRSチームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	(原子力安全)自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020年度内に変更した。 (放射線安全)許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。	(原子力安全)自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、 <u>原子力施設の廃止措置の終了確認に係る判断基準等については、2021年12月頃に案を取りまとめ、原子力規制委員会に諮るとともに、判断基準等の策定後、2022年度中を目処に、放射性物質の測定方法等に係る技術文書の取りまとめを行う。</u> (放射線安全)許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したこと(立入検査において確認した立入検査ガイドにおいて明確化すべく、被規制者から当該ガイド案の意見聴取を実施した。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。) <u>(RI規制部門)</u>	(原子力安全) 核廃研究部門 研審部門 (放射線安全) RI規制部門

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2021年度上半期の進捗・年度末までの予定	担当課室
審査と評価	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	-
	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員の追加任用に基づく。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年9月23日の第27回原子力規制委員会での指示を受け、2020年10月26日の第13回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合においてガイド案について原子力事業者から公開で意見聴取を実施した。これを踏まえ、2021年1月13日第49回原子力規制委員会の決定によりパブリックコメントを実施した後、同年4月7日（令和3年度）第1回原子力規制委員会において「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド」として決定し、同日施行した。これをもって対応完了した。また、人的要因及び組織的要因の分野に長けた技術基盤グループの職員を検査官として検査グループの専門検査部門に配置した。	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課
検査	勧告9【R9】	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていること、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年4月の本格運用開始までに検査計画を作成する予定。また、他の規制機関との協力については、2020年度中に必要性を含め今後検討していく。原子力規制委員会内の部署間での情報共有については、規制事務所の検査官に限らず、チーム検査に携わる検査官や、基盤グループ、審査グループも含め原子力規制検査にかかる情報共有を行う場を2020年度中に設ける。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
	提言10【S10】	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 検査監督総括課 人材育成センター
執行	勧告10【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
規制とガイド	勧告11【R11】	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告11は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2021年度中に策定予定。（監査・業務改善推進室） 自己評価書に記載した事項を完了した。（核審部門・検査監督総括課） 「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド」の策定、「予防規程ガイド」の改正、「立入検査ガイド」を策定するため、被規制者からの意見聴取を実施している。現在、RI法の関係ガイド等について、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、他の審査・検査ガイド等については、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。（RI規制部門）	監査・業務改善推進室 RI規制部門 核審部門 検査監督総括課
	勧告12【R12】	RI緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを1つにまとめて策定すべきである。	勧告12は完了とする。	【完了】	【完了】	-
	提言11【S11】	RI緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言11は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	-

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2021年度上半期の進捗・年度末までの予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告13 【R13】	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル一式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告13は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設についてEALを定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	-
	提言12 【S12】	緊急作業 一貫性	政府は関連当局*4が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。 *4:緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言12は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	-
	指摘事項2	GSR part7 への適合	-	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル（OIL）と緊急時活動レベル（EAL）の策定に伴う作業が含まれる。IRRSチームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在のEPR枠組みを再検討し、GSRパート7の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合はGSRパート7に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。またIRRSチームは日本政府に対し、EPREVミッションを要請することを勧める。	原子力規制委員会が所管するEPRについて、GSRパート7の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSRパート7の要求事項への適合性に係る検討を踏まえつつ継続的に実施している。例えば、昨年度に着手した緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSRパート7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮の上、検討を行っているところ。 また、EPREVミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討を行っているところ。	防護企画課
輸送	フォローアップ 勧告1 【RF1】	SSR-6要求事項 の規制文書化	-	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	指摘事項について対応が必要な事項を精査した上で、関係省庁と調整の上、規制文書の改正等を進める。	自己評価書に記載した事項を完了した。	RI規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ 勧告2 【RF2】	輸送物設計承認書 記載事項見直し	-	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	2018年版IAEA安全輸送規則(SSR-6)の国内取入の一環で、RI輸送物設計承認書及び核燃料輸送物設計承認書の記載項目を見直す。	自己評価書に記載した事項を完了した。	RI規制部門 核審部門
	フォローアップ 提言1 【SF1】	承認書等記載内容 関連付け	-	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的に相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。 運搬確認書と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。 RI物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認証についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門、核監部門) 容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、RI法施行規則を改正し、2021年1月1日付けで施行した。運搬確認証における容器承認内容の関連付けについては、登録運搬物確認機関の業務規程に運搬確認証の記載事項を見直すため、「登録確認機関等における設計承認業務規程等の審査基準及び放射線取扱主任者定期講習業務規程等の確認の視点について」の改正を行うこととしている。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、当該文書を含む他のRI法の関係ガイド等については、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門 核監部門
	指摘事項 3	設計承認審査 ガイダンス文書	-	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRSチームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRSは原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020年上半期中の策定を目指す(核審部門)。 容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門) 容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021年1月1日付けで施行した外運搬告示・RI法施行規則の改正を踏まえ内部のガイダンス文書案を策定することとしている。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、当該文書を含む他のRI法の関係ガイド等については、上記を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(3/11委員会資料)	2021年度上半期の進捗・年度末までの予定	担当課室
	フォローアップ 勧告3 【RF3】	検査対象物拡張	-	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。 RI物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の実地検査の対象となっているIPBqを超えるB型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(IPBq以下のB型輸送物、A型輸送物、IP型輸送物及びL型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核監部門) すべての型の輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制の確立、被規制者が行った確認の記録の確認方法及び荷送人・荷受人の放射線防護計画の確認方法を立入検査ガイドに反映するため、被規制者からの意見聴取を、2020年度末に実施した。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等他のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。また、立入検査の対象者については、立入検査ガイドの策定を踏まえ計画的に実施する。(RI規制部門)	RI規制部門 核監部門
	フォローアップ 勧告4 【RF4】	輸送緊急時対応訓練	-	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	放射性物質の陸上輸送に係る緊急時対応能力の向上を図るため、2020年度内に当該輸送に係る緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	緊急事案対策室
追加的 事項	フォローアップ 勧告5 【RF5】	放射線防護 最適化	-	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	立入検査において「業務の改善」の一項目として行う防護の最適化に向けた取り組みが適切に実施されているかどうかを確認すべく、現在策定中の立入検査ガイドに検査対象事項及び検査手法等を定める(RI規制部門)。 放射線審議会が2018年1月にとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」における最適化の考え方について、引き続き、関係行政機関に周知するなど、関係行政機関との連携を図る(防護企画課)。	防護の最適化に向けた取り組みを「業務の改善」の一項目として適切に実施されているかどうかを確認することを含むガイド案について、被規制者からの意見聴取を実施した。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等の他のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門) 自己評価書に記載した事項を完了した。(防護企画課)	防護企画課 RI規制部門
インター フェイス	提言13 【S13】	安全 セキュリティ インターフェイス	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	-